

特殊詐欺の根絶に係る覚書

甲 警視庁多摩中央警察署と乙 稲城市みどりクラブ連合会は、特殊詐欺の根絶に関し、以下のとおり覚書を締結する。

記

甲は、乙に対し、特殊詐欺（詐欺（刑法第二百四十六条の罪をいう。）または電子計算機使用詐欺（刑法第二百四十六条の二の罪をいう。）のうち、面識のない不特定の者を電話その他の通信手段を用いて対面することなく欺き、不正に調達した架空又は他人名義の預貯金口座への振り込みその他の方法により、当該者に財物を交付させるなどのものをいう。）の発生状況や犯人に関する情報を積極的に提供し、各種会合等における防犯講話等の広報啓発を実施して会員の防犯意識の醸成に努め、乙は、特殊詐欺に関する情報を入手したときは速やかに通報した上、必要な資料を提出するほか、加盟クラブや会員に対する啓発活動を積極的に推進するよう努めるなど、稲城市内における特殊詐欺を根絶するため、甲、乙が相互に協力・連携を図るものとする。

平成30年5月28日

甲 警視庁多摩中央警察署長

齊藤 靖

乙 稲城市みどりクラブ連合会 会長

田 沢 昌 男